

■合格体験記 2024年合格 社労士試験を振り返って
(受験回数2回 56歳 年金キーパー+中上級)

■1回目受験 (不合格 選択式28点 択一式34点)

・無謀な挑戦 ～54歳10ヵ月～

自分の老後を考える年齢になり、年金について詳しく知りたいな、そして、資格もとればラッキーだな…と、とても安易な気持ちで他校の通信教育で学習を始めました。

その時すでに3月も下旬。始めてすぐに後悔しましたが、やはり範囲が膨大すぎて、ただただ講座を聞き流すのみに。直前期に届く教材類は手付かずのまま消化不良。

受験票が届く頃には「今年は記念受験だな…」と割り切っていました。

案の定、本試験は？の連続で、自己採点してもなぜこれが正解なのかも分からないレベル。点数だけみれば、「わずか5ヵ月にしては健闘したよ」と、家族には慰められましたが、基準点割れ多数!!、択一式の厚生年金は1点!!という散々な有様でした。

当然の結果だとは思ったものの、社労士試験はきちんと対策を練らないと絶対に合格できない試験であることを痛感しました。

■2回目受験 (合格!! 選択式32点 択一式47点)

・遅すぎる再スタート ～55歳6ヵ月～

本気で再受験するなら通学講座でしっかりと!…と思いながらも、確固たる目標がなかった私は、新年度の講座が始まる時期になってもダラダラと…。

11月に入りさすがに限界か…と各校の案内を調べていると、LECの水道橋校に労基法が始まったばかりのクラスがあることを知り、ここなら間に合うかも!と…体験授業を受けることにしました。

初めて聞いた山下先生の授業は…正直ちんぷんかんぷんで…。忘れていたというよりは、そもそも分かっていない…。

中上級クラスではなく、初学者クラスからやり直しだな…と思いましたが、講座説明会で「まぐれでも択一30点取れたなら中上級へ」と勧められ「年金キーパー+中上級クラス」を受講することを決めました。

その後は、すでに終了している年金キーパーをWebで受講。その間にも、本論編の授業はどんどん進んでいくので、結局、年明けの2月頃までは年金法と本論編の科目を並行して学習していました。

生講座の際は必ずWebで予習してから出席。最初は意味不明だった山下先生の寸劇も、

予習した上で聞くと、本当に大切なポイントを面白く**強く印象に残る**ようにお話ししてくださっていることがよくわかります。

この時期は、どんなに自分の学習が追いついていなくても、「確認テスト」と「予想答練」はスケジュール通りに水道橋校で受講しました。後回しにしても挽回する時間は大抵の場合無く、どんどん嫌になるだけなので、割り切って受講して次の科目に進みました。

・直前講座・道場講座

山下先生は試験対策以外にも、社労士の仕事の楽しさや、やりがい生き生きとお話しくださるので、単純な私はどんどんその気になり、気が付けば、模擬試験が始まる頃には「学ぶ」ためではなく「合格する」ために勉強するというスイッチに切り替わっていました。

「100の法則」(Ⅰ～Ⅲ)と「択一問題演習(解きまくり)」のテキストは奇問難問が無く、情緒不安定な試験前の時期にはちょうど良かったので、繰り返し解きました。

8月初めの猛暑の中、2日間かけて行われた前述の道場「解きまくり」講座は、集中力、持久力の訓練にもなり、他の受講生の本気モードを感じることができ、本試験までの緊張感を保つことができるのでおすすめです。

・試験当日 ～56歳3ヵ月～

前日たまたま見た「女性雇用者数の割合」が選択式で出題されガッツポーズしたものの、予想外に択一式の難しさに苦戦。どの問題も手ごたえが無く、不安しかありませんでした。

問題を一巡した時点で空欄が4割ほどあり、模試であれほど練習した時間配分もめちゃくちゃで、想定外の事態にプチパニック。

残りの時間で、一度飛ばした問題の中から、正解できそうな問題を選んで解きましたが、「やっぱり今年も無理か?」「もう全部Cを選ぶか?」と諦めと焦る気持ちでいっぱいでした。…が、山下先生の教えを思い出し、「誰もが同じ」「合格するのは私だけ!」と唱えながら気持ちを落ち着かせて解きました。

当日のこの精神的な粘り、しぶとさ(いかに諦めずに1点でも多く、点数を上乗せしていくか)は本当に大切だと思いました。

結果、二巡目に解いた問題の正解数の上乗せで合格点を確保することができていました。

・短期決戦で有効だった勉強法・解答法

2回目の試験で無事合格し、私としては最短で合格できたと思っています。前職を早期退職し、今は週3、4日のパート勤務のため、時間的には少し有利だったかもしれませんが、時間は有れば有ったで、家事や高齢の母の世話、諸々の雑用にすぐ消えてゆきます。仮に丸々1日時間が確保できたとしても、50代の脳では集中して勉強できる時間が限られているので、できるだけ頭が冴えている時間帯に勉強するよう心掛けていました。

【選択式対策】

① 山下先生の「語群だけを見て正解を選ぶ」解答法

この方法は「目からウロコ」でしたが、**確実に効果がありました。**

② 過去5年間に出题された項目に絞る（キリがないので割り切りました）

【択一式対策】

① 徴収法を得点源にする（狭い範囲で6点分の出題はお得です）

② 過去問は×問のみを解く（ひっかけの傾向が分かってとても効率がいいです）

③ 模試より本試験の解き直し（山下式メソッドを頭に入れて）

本試験の問題は本当に上手に受験生を惑わすように作られていると思います。かなり学習が進んでからも、いざ、前年の本試験を解いてみると、意外に迷います。

1つ1つの選択肢は過去問で見たことがあるのに、5肢並ぶと何故か迷います。しかし、

「ことはないは大抵×」「差し支えないは○」「短いものが意外に正解」などなど、山下式メソッドを頭にいれて選択肢を眺めると「なるほど」と納得することが多いです。

模試をやり直すより、本試験を繰り返し解いた方が「迷った時にどれがより正解なのか」の感覚が身につくと思いました。

・最後に

50代も半ばになり、気持ちはなんとなく初老気分で（笑）これからはゆるーく仕事をして、家事を少々（？）と好きなことだけをして…ゆるやかに人生の後半戦を過ごすのだと思っていました。思いがけず、**新しい世界への道が開けて**今少しワクワクしています。

講座説明会で「これはご縁ですから」とおっしゃった山下先生の言葉に押されるようにして受講を決めました。年齢を感じさせないほど、お元気に楽しそうに授業をされる様子を拝見しながら、ああ、まだまだ私も頑張れるかも…と思えたことが今回の合格の一番の原動力となりました。山下クラスの一員としてご縁がありましたこと嬉しく思います。

本当にありがとうございました。

■2月に入りました。

★山下道場

道場の案内パンフができました。5月から本格的に道場を開講します。道場とは講師オリジナル講座のことで、合格ライン突破のための特別トレーニングをします。

・26年目の「試験に出る123」。山下お勧めの講座です。

5月3日 労基 労災 雇用

5月4日 健保 国年 厚年

5月5日 労一 社一 数字のまとめ

条文番号でまとめたテキスト2冊。主要科目全体の総復習です。

・18年目の「点数問題100の法則」

休日クラス 5月6日(祭日) 労働・社会保険

平日クラス 6月5日(木) 6月6日(金)

過去問の「答え」を集めた問題集。受けたらわかる伝統講座です。

・よくわかる徴収法一日で仕上げる

平日クラス 6月12日(木) 6月19日(木) 6月22日(金)

休日クラス 7月21日(祭日)

徴収法は労働保険の要です。この1日を大事にしましょう。

・択一問題演習「主要6科目」

平日クラス 8月1日(金) 労基 8月4日(月) 労災

8月5日(火) 雇用 8月6日(水) 健保

8月12日(火) 国年 8月13日(水) 厚年

休日クラス

8月2日(土) 労基・労災・雇用

8月3日(日) 健保・国年・厚年

・前日講座「最後の最後で3点アップ」

平日クラス 8月14日(木) 労働 8月15日(金) 社保

休日クラス 8月17日(日) 労働・社保

休日クラス 8月23日(土) 労働・社保

詳しい内容はパンフレットをご覧ください。

■初学者

勉強の進み具合いかがですか？予習復習が大変でしょうが頑張ってください。

雇用保険が終わり、徴収法です。用語の洪水に戸惑っていると思います。まずは言葉、次に全体の流れです。

皆さんが来年戦う相手は初学者ばかりではありません。再受講生もたくさん参加されています。積極的に学習時間を確保して、一気に受験レベルを上げましょう。

2月1日(土)		
10時30～13時	雇用保険確認テスト	
13時～19時30	徴収法①②	徴収法は本当に面白くない科目です。私の受験当時は嫌いな科目でした。でも判例も、通達もありません。保険料の納付です。労働法の要です。
2月8日(土)	徴収法確認テスト	
	労働の一般常識①②	ついに始まりました。社労士試験で一番苦手な科目です。範囲は広いし、科目も多い。楽しく講義します。楽しく学びましょう。
2月15日(土)	労働一般常識③④	まだまだ続く砂漠地帯。ここはサハラか南極か？
2月16日(日)	労働一般常識⑤ 講義は17時からです。	やっと長い旅からの解放です。
2月22日(土)	労働一般確認テスト	
	健保①②	やっと来ました。労一の暗黒時代よさらばです。社会保険。この科目が始まります。このあとの厚生年金に関係があります。

■再受講生

★本日のテーマはモチベーションです。

私の講義は冗談、雑談がポイントです。受験はマラソンです。最初から全力では頭も体もちません。また、やる気のある日もない日もあります。当初の目標さえも見えなくなる時期もあります。私は知識以外にもやる気を与えることができます。縁がって山下クラスに参加していただいたみなさんと一緒に、試験日まで戦いぬこうと思います。

学習意欲 → 長丁場 → モチベーション → 維持

① 長丁場	マラソンと同じ
② 不安	だれもが同じ
③ モチベーション	自分をコントロールする
④ 悩んだら	条文に戻る

【受験アドバイス】

■モチベーションを維持

受験はマラソン。ハイペースでとばし続けると、途中で息切れしてしまいます。マラソンには、有能なコーチ（山下）が必要です。

コーチアドバイス

- ① 不安・・・・・・・・不安のない受験生などこの世にいない。
擬試で全国トップクラスの受講生に「本番で出来なかったらどうしよう」と相談されました。受験生に「不安」はつきものです。「ここが出たらどうしよう!」「ここも大事!」「あそこも大事!」と受験生は**不安の固まり**となります。合格するのに100%の学習範囲や点数は必要ありません。一生懸命勉強することが不安解消の特効薬です。**合格は勉強の後から付いてくるものです。「自信がつくほど勉強する」**ことで、合格への道は開けます。
- ② スランプ・・・・・・・・スランプは必ず来ます。やらなければならないのは、わかっているんだけど、今日は何だかやる気が起きない。「山あり谷あり」の時期があります。ガス抜きも必要ですが、毎日がガス抜きでは困ります（笑）。
- ③ モチベーションを維持
毎日寝るときに「合格するぞ!合格するぞ!」と呪文のように唱えるのです。受験勉強を始めたばかりの時期は、1週間のうち1日は自由な日を設けてください。長期の受験勉強は神経をすり減らします。1日休んで気分をリフレッシュしましょう。

★合格講座（休日クラス）2月

2月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
2日	日	雇用①②	1回目は用語の理解です。あらためて、失業とは？離職とは？この理解から雇用保険の全体を見ましょう。
9日	日	雇用③④	基本手当を中心に関連する保険給付に入ります。
11日	火	雇用確認テスト 雇用予想テスト 徴収法解き方講座	行政手引き問題に注意。
16日	日	徴収法①②	この科目は得意にしましょう。 労働保の要です。
23日	日	徴収確認テスト 徴収予想テスト	

■法律コラム

★法の役割

1. 人々が社会生活を送れるような行動をとるように統制する
2. 人々が安心して行動できるように、予測可能性・安全確実性を与える
3. 人々の紛争の予防と紛争が生じた場合の解決を行う
4. 人々の経済活動を円滑にしたり、生活環境を整備したり、社会福祉を実現させる

★法規範の特徴

- ①人間の行動選択の基準となりうるもの
- ②国家による制裁を伴うもの
- ③秩序維持を目的としたもの

★法令とは

法令は官報に掲載されます。これを公布とよびます。公布の際に暦年単位で番号が付されます。例えば、1月1日付けの法律であれば、官報には、「法律第〇〇号」と公布され、法文集には、〇〇法 平成〇年1月1日法律第〇号とされていきます。

★法令の基本的な構図

日本国憲法→←国際的合意の条約

↓

法令・・・・・・法律→国会で制定される

命令・・・・政令→（内閣で制定）〇〇法施行令等

省令→（各省で制定）〇〇法施行規則等

条例・・・・市町村等の地方公共団体で制定

①政令

〇〇法施行令とは、ある法律に付属して、その法律に設けられた委任規定に基づく規定や、その法律を実施するための規定を主な内容にしているものです。

(1) 政府が出す命令。政治上の命令。

(2) 内閣が制定する命令。憲法および法律の実施に必要な細則を定めるものと、法律の委任に基づくものがあります。

③ 省令

各省の大臣がその主任する事務について発する行政上の命令です。省令では〇〇法施行規則と表記し、ある法律・政令に付属してその法律等に設けられた委任規定に基づく規定や手続き等を主な内容としています。

③付則・附則

(1) ある規則を補充するために付加された規則です。

(2) 法令の構成要素のうち、主要事項に付随する必要事項を定めた部分。法令の施行期日・経過措置・関係法令の改廃などを定めています。⇔本則 法令全体を大きく本則と附則に分けることができます。本則は法令の原則規定で、附則は、法令の一部改正等に対応した補完てきな役割をもっています。(参考・・・条例は地方公共団体が、自主的に制定する法規です。)

■法律の効力

法令の形式的効力は強い順に 【憲法→法律→政令→省令→規則】

特別法は一般法に優先する = 新法は旧法に優先する = 旧法が新法の特別法になっている場合は、例外的に旧法が優先する = 法令は、将来に向かって適用するのが原則 (特に刑罰法規)

■条文の読み方

法令は「条文」という独特の書き方と、一連の体系から構成されています。その中でも、全体構造を表す目的条文は重要です。勉強を続けていくと条文になれてきます。最初は全体を読み流して、条文のキーワードを押さえ、自分の言葉に変えていきましょう。労働基準法を例にして条文の読み方を見ていきましょう。

①努力規定・・・労働基準法 第1条 (労働条件の原則)

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

《解説》この条文の意味は、労働基準法に記述されている内容は最低の基準です。お互いに交わした労働条件を経済的等他に合理的理由がなく労働基準法に定めている条件に低下させてはなりません (禁止規定)。労働関係の当事者は労働条件は向上に努めて下さい (努力規定)。この法律で定める労働条件の基準は最低のこの法律とは労働基準法はと読み替えます。条文を読む場合には、禁止規定と努力規定に注意が必要です。

②義務規定・・・労働基準法 第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

《解説》この条文は「女性であることを理由」と「賃金」がポイントです。これ以外の理由は書いてありません。能力による賃金の差は抵触しません。差別は有利不利両方です。末尾は禁止規定になっています。

④ 限定列举条文

第22条 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

《解説》 退職時の証明は、使用期間、業務の種類、地位、賃金、退職の事由の5項目に限定されています。これ以外の証明を請求されても、使用者は義務を負いません。また括弧内の含むや、除く、限るは試験では要注意。

④ 数字

第26条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。

《解説》 ポイントは 100分の60以上です。以上か未満か超えるかで、数字の意味は大きく異なります。数字は前後の言葉に気をつけましょう。

⑤原則と例外・・・第38（条時間計算）坑内労働については、労働者が坑口に入った時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第34条第2項及び第3項の休憩に関する規定は適用しない。

《解説》 但し書きの前は原則で、後は例外規定です。原則の内容を理解して、例外を押さえましょう。また、みなす・する・することができる・推定する等の最後の言葉は試験向けとなります。

⑥括弧書きは後回しで読む・・・第39条（年次有給休暇）

次に掲げる労働者（1週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間以上の者を除く。）の有給休暇の日数については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、通常の労働者の1週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数（第1号において「通常の労働者の週所定労働日数」という。）と当該労働者の1週間の所定労働日数又は1週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数とする。

《解説》 条文のなかには、（ ）が多い文章があります。特に社会保険法の年金には（ ）書きがめだちます。これを読み込む場合は、最初は（ ）をとばして2、3回読み、全体の内容が把握してから（ ）内を読むと序文の理解が進みます。

★法律用語のちがひ

①「みなす」と「推定する」・・・【「みなす」は反証を許さない「推定する」は反証を許す】

②「又は」と「若しくは」・・・【「又は」は大きな選択をする場合「若しくは」は小さな選択をする場合】

- ③「並びに」と「及び」・・・【「並びに」は大きな連結をする場合「及び」は小さな連結をする場合】
- ④「適用」と「準用」【「適用」は法令が適用の対象としている事項についてあてはめる「準用」は必要な読み替えを加えてあてはめる】
- ⑤「直ちに」と「速やかに」と「遅滞なく」・・・【緊急性「直ちに」>「速やかに」>「遅滞なく」】
- ⑥「以上」と「以下」と「未満」【「以上」は基準となる数量を含めてそれより多い「以下」は基準となる数量を含めてそれより少ない「未満」は基準となる数量を除いてそれより少ない】
- ⑦「超える」と「超えない」【「超える」は基準となる数量を含めないでそれより多い「超えない」は基準となる数量を含めてそれより少ない】
- ⑧「以前」と「前」【「以前」は基準となる時点を含む「前」は基準となる時点を含まない】
- ⑨「違法」と「不当」【「違法」は法に違反すること「不当」は状態が実質的に妥当を欠くこと。違法であることを要しない】
- ⑩「権限」と「権原」【「権限」は行為が法律上有効となる範囲「権原」は法律行為・事実行為をすることを正当ならしめる法律上の原因】
- ⑪「期間」と「期限」【「期間」は始期と終期の間で一定の時間の長さを表す「期限」は始期以降・終期以前に不定の時間的広がりを表す】
- ⑫「使者」と「代理人」【「使者」は本人の意思表示を完成させる者「代理人」は自ら意思決定を行う者】